

各地方運輸局長  
神戸運輸監理部長 } あて  
沖縄総合事務局長 }

## 政策統括官

貨物利用運送事業法の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間について  
(国土交通大臣権限関係)

貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号。以下「法」という。)の許認可等(国土交通大臣権限に係るものに限る。)に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び同法第6条の規定による標準処理期間を別記のとおり定め、平成15年4月1日より施行するので、了知されるとともに、窓口に備え付ける等適当な方法により公表されたい。

これに伴い、「貨物運送取扱事業法の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間について(運輸大臣権限関係)」(平成6年運貨複第252号)は、廃止する。

ただし、平成15年3月31日までの期間に行われた申請の処理については、なお従前の例によることとする。

## 別記

### 1 審査基準

#### (1) 第一種貨物利用運送事業の登録(法第3条)

・「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について」(平成15年国総貨複第194号)中「別紙 登録確認項目 A 第一種貨物利用運送事業」

・「内航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第195号)「一 内航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について」及び二中「登録(変更登録)に当たっての具体的処理基準」

・「外航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第196号)「一 外航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について」及び三中「登録(変更登録)に当たっての具体的処理基準」

・「航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第197号)一中「航空運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲」及び「登録(変更登録)に当たっての具体的処理基準」

・「鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第198号)一中「鉄道運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲」及び「登録(変更登録)に当たっての具体的処理基準」

・「貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第199号)一中「貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲」及び「登録(変更登録)に当たっての具体的処理基準」

(2) 第一種貨物利用運送事業の変更登録(法第7条第1項)

第一種貨物利用運送事業の登録に係る審査基準に同じ。

(3) 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款(第一種貨物利用運送事業附帯業務の利用運送約款を含む。以下同じ。)の設定の認可(法第8条第1項)

「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について」(平成15年国総貨複第194号)4中「(1) 認可の処理について」

(4) 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款の変更の認可(法第8条第1項)

第一種貨物利用運送事業の利用運送約款の設定の認可に係る審査基準に同じ。

(5) 第二種貨物利用運送事業の許可(法第20条)

・「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について」(平成15年国総貨複第194号)中「別紙 許可審査項目 B 第二種貨物利用運送事業」

・「内航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第195号)「一 内航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について」及び三中「許可(事業計画変更認可)に当たっての具体的処理基準」

・「外航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第196号)「一 外航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について」及び三中「許可(事業計画変更認可)に当たっての具体的処理基準」

・「航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第197号)二中「航空運送に係る第二種貨物利用運送事業を行う者の範囲」及び「許可(事業計画変更認可)に当たっての具体的処理基準」

・「鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」(平成15年国総貨複第198号)二中「鉄

道運送に係る第二種貨物利用運送事業を行う者の範囲」及び「許可（事業計画変更認可）に当たっての具体的処理基準」

(6) 事業計画及び集配事業計画の変更の認可（法第25条第1項）

第二種貨物利用運送事業の許可に係る審査基準に同じ。

(7) 第二種貨物利用運送事業の利用運送約款（第二種貨物利用運送事業附帯業務の利用運送約款を含む。以下同じ。）の設定の認可（法第26条第1項）

「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について」（平成15年国総貨複第194号）4中「(1) 認可の処理について」

(8) 第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の変更の認可（法第26条第1項）

第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の設定の認可に係る審査基準に同じ。

(9) 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けの認可（法第29条第1項）

第二種貨物利用運送事業の許可に係る審査基準に同じ。

(10) 第二種貨物利用運送事業の合併及び分割の認可（法第29条第2項）

第二種貨物利用運送事業の許可に係る審査基準に同じ。

(11) 第二種貨物利用運送事業の相続の認可（法第30条第1項）

第二種貨物利用運送事業の許可に係る審査基準に同じ。

2 標準処理期間（申請が提出先とされている機関の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）

(1) 第一種貨物利用運送事業の登録（法第3条）

2か月～3か月

(2) 第一種貨物利用運送事業の変更登録（法第7条第1項）

1か月～2か月（利用運送機関の種類の変更に係るものは2か月～3か月）

(3) 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款（第一種貨物利用運送事業附帯業務の利用運送約款を含む。以下同じ。）の設定の認可（法第8条第1項）

1か月

(4) 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款の変更の認可（法第8条第一項）

1か月

(5) 第二種貨物利用運送事業の許可（法第20条）

3か月～4か月

(6) 事業計画及び集配事業計画の変更の認可（法第25条第1項）

2か月～3か月（利用運送機関の種類の変更に係るものは3か月～4か月）

(7) 第二種貨物利用運送事業の利用運送約款（第二種貨物利用運送事業附帯業務の利用運送約款を含む。以下同じ。）の設定の認可（法第26条第1項）

1か月

(8) 第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の変更の認可（法第26条第1項）

1か月

(9) 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けの認可（法第29条第1項）

2 か月 ~ 3 か月

(10) 第二種貨物利用運送事業の合併及び分割の認可 (法第 29 条第 2 項)

2 か月 ~ 3 か月

(11) 第二種貨物利用運送事業の相続の認可 (法第 30 条第 1 項)

2 か月 ~ 3 か月

(備考) 他の地方運輸局長 (神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。

以下同じ。) を経由して申請される事案又は他の地方運輸局長へ照会  
する必要のある事案に係る標準処理期間は、上記標準処理期間に 1  
か月追加したものとする。